

船舶事故調査報告書

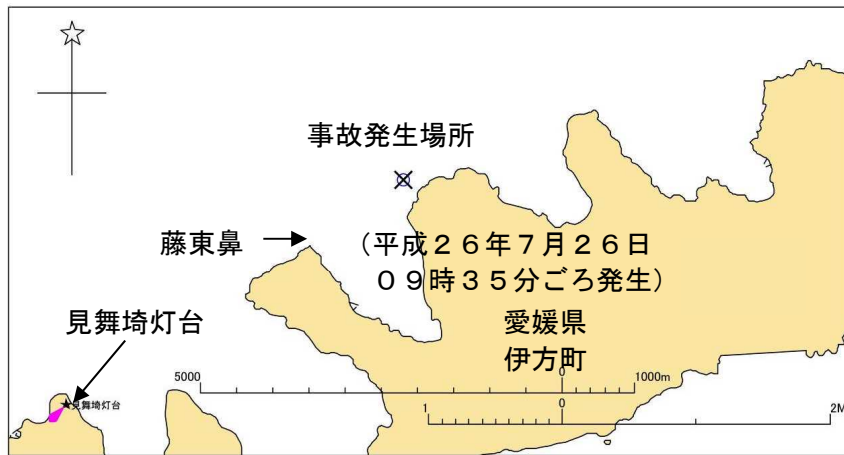
平成27年12月3日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年7月26日 09時35分ごろ
発生場所	愛媛県伊方町藤東鼻北東方沖 見舞埼灯台から真方位056° 5,600m付近 (概位 北緯33° 26.8′ 東経132° 10.3′)
事故の概要	プレジャーボート玄海丸は、北東進中、また、プレジャーボート春うらら丸は、流し釣りをして漂泊中、両船が衝突した。 春うらら丸は、転覆して船長が重傷を負い、左舷船尾部に亀裂が生じ、また、玄海丸は、右舷船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成26年7月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート 玄海丸、4.0トン EH3-54695（漁船登録番号）、個人所有 10.22m (Lr) × 2.80m × 0.84m、FRP ディーゼル機関、180.20kW、平成3年10月26日 第281-28825号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 春うらら丸、0.2トン 281-39873愛媛、個人所有 4.15m (Lr) × 1.50m × 0.58m、FRP ガソリン機関、14.7kW、平成16年2月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年8月8日 免許証交付日 平成25年11月5日 (平成31年9月2日まで有効) B 船長B 男性 55歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年10月2日 免許証交付日 平成24年7月31日 (平成29年9月19日まで有効)
死傷者等	A なし

	B 重傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 左舷船尾部に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期、潮流 不明
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人2人（以下「同乗者A₁」及び「同乗者A₂」という。）を乗せ、藤東鼻北東方沖で南西方に流れる潮流に乗じて流し釣りを行っていた。</p> <p>船長Aは、潮上りを行うこととし、A船が流し釣りを行っている付近には釣りを行っている他船を見掛けなかったため、前路に他船はないと思い、操舵室後方に立ち、舵と機関を使って船首を北東方向に向けた後、操舵室に移動した。</p> <p>船長Aは、操舵室内に入り船首方を見たところ、B船がいることに気づき、急いで機関を中立に入れたが、平成26年7月26日09時35分ごろ、藤東鼻北東方沖において、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>A船は、落水した船長Bを救助した後、同乗者A₁が118番通報を行うとともに救急車を要請し、伊方町^{たぶ}田部漁港に向かった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、藤東鼻北東方沖で機関を停止し、船首を北東方向に向け、流し釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、右舷船尾で腰を下ろし船首方を向いた姿勢で、南西方に流れる潮流に乗じて流し釣りを行っていたとき、反転したA船が船尾方約20～30mに接近するのを認めたが、A船がB船を避けてくれるものと思っていたところ、A船が避航する様子を見せないでB船に向かって接近するので、衝突の危険を感じ、立ち上がって機関を始動した。</p> <p>B船は、A船と衝突した後、右舷側に転覆した。</p> <p>船長Bは、海に投げ出されたが、A船から投入されたロープにつかまり、A船上に助け上げられた。</p> <p>船長Bは、病院に搬送され、4週間以上の入院を要する^{はいこつひこつ}左脛骨腓骨骨幹部開放骨折と診断された。</p> <p>B船は、来援した漁船により田部漁港に^{えい}航された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付図2 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>船長Aは、09時00分ごろ衝突場所付近に着き、流し釣り、潮上りを繰り返し行っていた。</p> <p>船長Aが、流し釣り及び潮上りを行う距離はそれぞれ約50mであった。</p> <p>A船の船首は、潮上りを行う前には南西方に向いていた。</p> <p>船長Aは、潮上りを始める前に、周囲の確認を行わなかった。</p>

	<p>A船の右舷船首に同乗者A₁が座って右舷下方を向いた姿勢で、左舷船首に同乗者A₂が座って左舷方を向いた姿勢で、それぞれ釣りを行っていた。</p> <p>船長A、同乗者A₁及び同乗者A₂は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長Bは、08時50分ごろ衝突場所北東方沖に着き、流し釣り、潮上りを4回繰り返し行い、本事故時は、5回目の流し釣りを行っていた。</p> <p>船長Bが5回目の流し釣りを始めた時、船尾方にいたA船との距離は約200mであった。</p> <p>船長Bは、過去4回流し釣りを終えた場所を通過していたが、続けて5回目の流し釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、藤東鼻北東方沖において、潮上りで北東進中、船長Aが、A船が流し釣りを行っていた付近に他の釣り船を見掛けなかったことで、前路に他船はいないと思い、見張りを適切に行っていなかったことから、船首方で流し釣りを行っているB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、藤東鼻北東方沖において、機関を止めて流し釣りをして漂流中、船長Bが、移動を始めたA船がB船を避けてくれると思い、衝突を避けるための措置をとらずに釣りを続けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、藤東鼻北東方沖において、A船が潮上りで北東進中、B船が機関を止めて流し釣りをして漂流中、船長Aが、見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、衝突を避けるための措置をとらなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時、適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 事故発生経過概略図

